

3 源泉所得税

統計表を見る方のために

1 利用上の注意

この章は、平成19年分の源泉所得税課税状況を示している。課税状況は全数調査により調査、集計したものである。

2 源泉徴収税率（平成19年分）

- (1) 利子所得（源泉分離） 15%
- (2) 配当所得

	平成15年 1月～3月	平成15年 4月 ～12月	平成16年 1月 ～18年 4月	平成18年 5月 ～20年12月
上場株式の配当等（個人の大口株主を除く）	総合課税			
源泉徴収税率	20%	10%	7%（注）	
確定申告不要制度	1銘柄当たり1回5万円（年1回10万円）以下		上限なし	
35 % 源泉分離選択課税	1銘柄当たり1回25万円（年1回50万円） 未達かつ発行済株式総数の5%未達		制度廃止	
上場株式の配当等（個人の大口株主） 非上場株式等の配当等	総合課税			
源泉徴収税率	20%			
確定申告不要制度	1銘柄当たり1回5万円（年1回10万円）以下			1回に支払う金額が、10万円に配当計算期間 の月数（最高12か月）を乗じてこれを12で除し て計算した金額以下
35 % 源泉分離選択課税	1銘柄当たり1回25万円（年1回50万円） 未達かつ発行済株式総数の5%未達		制度廃止	
投資信託（公社債投資信託及び公募公社債等運用 投資信託を除く。）及び特定目的信託の収益の分配	源泉分離課税		総合課税	
源泉徴収税率	15%		7%（注）	
確定申告不要制度	対象外		適用（上限なし）	

（注）このほかに住民税3%の特別徴収が必要です。

- (3) 割引債の償還差益（源泉分離） 18%（又は16%）
- (4) 特定口座内保管上場株式等の譲渡所得等 7%
- (5) 給与所得 「給与所得の源泉徴収税額表」に定める額 （略）
- (6) 退職所得 イ 「退職所得の受給に関する申告書」を提出した場合 「退職所得の源泉徴収税額の速算表」… （略）
ロ 「退職所得の受給に関する申告書」を提出しなかった場合 20%
- (7) 報酬・料金等 イ 居住者に対して支払われるもの
- (イ) 原稿料等（所得税法第 204条 1 項 1 号）
弁護士、税理士等（同条 1 項 2 号）
職業野球選手、騎手等（同条 1 項 4 号）
芸能等についての出演、演出等（同条 1 項 5 号）
契約金（同条 1 項 7 号）
- 1 回の支払金額 100万円までの部分 10%
" 100万円超の部分 20%
- (ロ) 司法書士、土地家屋調査士、海事代理士（同条 1 項 2 号）＝ 1 回の支払金額 1 万円超
職業拳闘家（同条 1 項 4 号）＝ 1 回の支払金額 5 万円超
外交員、集金人、電力量計の検針人（同条 1 項 4 号）＝ 月中の支払金額12万円超
バー、キャバレーのホステス等（同条 1 項 6 号、措置法第41条の20）
＝（5 千円×日数）を超える額
広告宣伝の賞金（同条 1 項 8 号）＝ 1 回の支払金額50万円超
- 10%
- (ハ) 診療報酬（同条 1 項 3 号）＝ 月分の支払金額20万円超 10%
- (ニ) 公的年金等（所得税法第 203条の 2）＝（（公的年金等の支給額）－（控除額）） 10%
- (ホ) 生命保険契約等に基づく年金（所得税法第 207条）
（支払う年金の額－その年金の
額に対応する保険料又は掛金の
額）で25万円以上のもの 10%
- ロ 内国法人に対して支払われるもの
- ・馬主に支払われる競馬の賞金（所得税法第 174条第10号）
＝（賞金の額の20%＋60万円）を超える部分 10%